

平成31年第1回平群町議会

定例会会議録（第4号）

招 集 年 月 日	平成31年3月14日	
招 集 の 場 所	平群町議会議場	
開 会 （ 開 議 ）	3月14日午後1時30分宣告（第4日）	
出 席 議 員	1 番 山 本 隆 史 3 番 井 戸 太 郎 5 番 稲 月 敏 子 7 番 山 口 昌 亮 1 1 番 下 中 一 郎	2 番 城 内 敏 之 4 番 森 田 勝 6 番 植 田 い ず み 1 0 番 窪 和 子 1 2 番 馬 本 隆 夫
欠 席 議 員	9 番 高 幣 幸 生	
地方自治法第121条 第1項の規定により 説明のため出席 した者の職氏名	町 長 教 育 長 会 計 管 理 者 政 策 推 進 課 長 総 務 防 災 課 長 税 務 課 長 住 民 生 活 課 長 健 康 保 険 課 長 福 祉 課 長 観 光 産 業 課 長 都 市 建 設 課 長 教 育 委 員 会 総 務 課 長 上 下 水 道 課 長 住 民 生 活 課 参 事 教 育 委 員 会 総 務 課 参 事 政 策 推 進 課 主 幹 政 策 推 進 課 主 幹 総 務 防 災 課 主 幹 総 務 防 災 課 主 幹 住 民 生 活 課 主 幹 都 市 建 設 課 主 幹 教 育 委 員 会 総 務 課 主 幹 教 育 委 員 会 総 務 課 主 幹 上 下 水 道 課 主 幹	西 脇 洋 貴 岡 弘 明 橋 本 雅 至 大 浦 孝 夫 瓜 生 浩 章 山 口 繁 雄 中 村 九 啓 辰 巳 育 弘 今 田 良 弘 西 岡 勝 三 寺 口 嘉 彦 松 村 嘉 容 島 野 千 洋 北 樋 口 政 弘 巳 波 規 秀 山 崎 孔 史 福 井 伸 幸 川 西 貴 通 東 川 雅 俊 浅 井 利 育 竹 吉 一 人 太 田 育 代 浦 井 久 嘉 川 口 博 司

	上下水道課主幹	西 口 容 弘
本会議に職務のため出席した者の職氏名	議会事務局長 主 幹 書 記	上 田 昌 弘 高 橋 恭 世 和 田 里 絵
議 事 日 程	議長は、議事日程を別紙のとおり報告した。	

一般質問発言順序

発言 順序	議席 番号	氏 名	質 問 要 旨
7	5 番	稲月 敏子	1 感震ブレーカー設置に助成を実施し、推進を 2 自治会等ボランティア活動中における事故に対 応する保障制度について 3 自衛官募集に関する本町の状況、考えについて
8	7 番	山口 昌亮	1 皇位継承に伴う10連休の対応について 2 消費税10%への増税に関連して 3 生活道路の安全対策と利便性の向上を 4 県営水道料金について
9	12番	馬本 隆夫	1 開かれた町長室へ 2 公共交通空白地域解消へ

平成 3 1 年 第 1 回 (3 月)

平群町議会定例会議事日程 (第 4 号)

平成 3 1 年 3 月 1 4 日 (木)

午後 1 時 3 0 分開議

日程第 1 一般質問

再 開 （午後 1 時 3 0 分）

○議 長

皆さん、こんにちは。

ただいまの出席議員は10名で定足数に達しておりますので、これより平成31年平群町議会第1回定例会を再開します。

これより本日の会議を開きます。

（ブー）

○議 長

本日の議事日程は、お手元に配付しております議事日程表のとおりであります。

日程第1 一般質問を行います。

一般質問は9名の議員から提出されており、一昨日に6名の議員の一般質問が終わっております。本日は3名の議員の質問を順次許可いたします。

まず、発言番号7番、議席番号5番、稲月君の質問を許可します。稲月君。

○5 番

議席番号5番、稲月敏子です。先般通告させていただいておりますように、大きく3点にわたって質問をさせていただきます。

まず1点目、感震ブレーカー設置に助成を実施し、推進を。

南海トラフ地震が今後30年以内に発生率70%、50年以内には90%と公表をされまして、平群町でも震度5から7の予想もされております。大地震発生時に被害をできるだけ少なくしていく、そのために建物火災、火災延焼を防ぐことが重要となっております。

中央防災会議は2013年12月に地震時の火災発生防止に感震ブレーカーが有効的であることを表明いたしました。経産省は著しく危険な密集都市街地の住宅等への感震ブレーカー設置が勧告的事項とされ、それ以外の住宅等へは設置が推奨的事項となっております。

感震ブレーカーは設定値以上の揺れを感知したときに、例えば震度5が目安になるみたいですが、そうしたときにブレーカーやコンセントなど電気を自動的にとめる器具であり、地震がおさまって電気が復旧したとき、通電したときに倒れたストーブなどによる二次災害の危険を回避するものであります。

全国では多くの自治体、特に関東地方が多いようですけれども、設置助成が実施され設置を進めておられます。本町でも災害に強い町、減災の町という観点で感震ブレーカー設置助成を実施していく考えはありますか、お伺いをいた

します。

2点目、自治会とボランティア活動中における事故に対応する保障制度について。

各大字で行われております自治会活動や住民のボランティア活動（公園等の草刈り、公道沿いの樹木の伐採、防犯や防災、相互扶助など）さまざまな活動、こういった活動中に疾病、またはけがで救急搬送されるなどがこの間発生してきております。ボランティア保険に加入するなどの措置をそれぞれで講じ、財政的にも自治会や個人負担をしておられることが多いのではないのでしょうか。これらの活動には自治体が本来的には担っていかなければならないことも多く含まれている、こういうことなどから考えると、町が保険料や事務手続など負担をしていく、こういった制度が必要ではないかと考えますが、いかがでしょうか。

3点目です。自衛官募集に関する本町の状況、考え方について。

2月13日の国会の予算委員会において、安倍首相は6割以上の自治体から自衛隊募集に必要となる協力が得られていない、このような状況に終止符を打つためにも、自衛隊の存在を憲法上明確に位置づけることが必要ではないかと、このように述べられ、大変大きな波紋を広げているところでございます。そこで、この首相発言に対して、関連してお尋ねをいたします。

一つ目、平成27年12月議会で私の質問に対して、「本町では適齢者名簿は自衛隊に提出はしていない。住基台帳の閲覧、そして書き写しを認めている」このように答弁をされたと記憶しておりますが、今現在も同様の対応をされておられますか、お尋ねします。

二つ目、この首相発言は憲法に自衛隊が明記されれば、地方自治や個人情報保護など人権よりも国防が優先され、適齢者名簿提出を強制できると受け取れますが、このような状況になることを町当局はどのように思われますか、お尋ねします。

三つ目、過去、第二次世界大戦時には役場の職員の皆さんは召集令状を作成され配達し、そして若者を戦場に送り出す、こういった役割を担ってまいりました。そして、多くの戦死者を迎えることとなりました。今、安保法制が施行された現在、自衛隊の主任務は災害救助ではなく、海外派兵となってしまっています。首相が望む適齢者名簿を提出するという事は、過去のつらい歴史を繰り返すことにつながっていくと私は考えますが、町長のお考えはいかがでしょうか、お伺いをいたします。

この3点について、明確な御答弁をお願いいたします。

○議長

総務防災課長。

○総務防災課長

それでは、大きな1点目の感震ブレーカー設置助成の実施についての御質問にお答えをさせていただきます。

阪神・淡路大震災や東日本大震災など大規模地震における火災原因の半数が電気によるものとなっており、今後発生が予測される南海トラフ巨大地震での災害被害を減らす上で、感震ブレーカーの設置は有効な減災対策であると考えております。ただ、議員御指摘の感震ブレーカー設置助成については、現在の町の財政状況のこともあり、町で単独で実施するということは大変難しいというふうに考えております。

ただ、現在、我々防災の出前講座にも行っております。そのときにも自助・共助の観点から、災害時の電気火災の危険性や感震ブレーカーの有効性などについては啓発も努めておりますし、次年度におきましては平群町の自主防災組織連絡協議会において、関西電気保安協会により電気火災や感震ブレーカーに関する講演会も予定をしております。今後も町のホームページや広報におきましても情報を掲載するなどして、広く住民の方に普及啓発は努めてまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

○議長

稲月君。

○5番

昨日も、そんな大して大きな地震ではなかったですけども、地震が発生しましてどきっとしたわけです。これが大きな地震だったら本当にどうしようというふうに皆さん、戦々恐々としておられるところではないかなというふうに思います。防げるものなら防いでいこう、少しでも減災の観点でね、やっぱり前向きに検討していただきたいというふうに思います。それほど高いものではないというふうに、私もそれほど詳しいわけではありませんが、簡易なものであれば数千円で設置ができるというようなこともあります。特に高齢者の世帯とか障がい者の世帯などには、東京ではそういった世帯には無料で自治体が設置をすとか、お貸ししていくというような、そういう制度も関東圏では実施されているというふうにお聞きしております。本当に人命の尊重、この立場から、ぜひとも考えていくというふうにしていただきたいなど。今すぐ、即来年の予算につけてとは申しませんので、ぜひともできるような方向で御検討いただきたいというふうに思います。

啓発についてはしていこうというふうに積極的な御答弁もいただいております。

す。そんなに難しい実行ではないし、家庭では高いものでも5万円ぐらいで、ブレーカーの本体のところでは操作をしていく部分なんかではできるということなんで、設置を進めていただければ、またそんなことならやれるなというふうに進んで実施される家庭もふえてくるかなというふうにも思います。それをうんとふやしていくためには、やはり助成制度というのをつくれば、それだけ皆さんも関心を持たれて経済的にも助かるわけで、そういったことが進んでいくのではないかというふうに思いますので、ぜひとも積極的に取り組んでいただきたいというふうに思います。これはこれで結構です。

○議長

政策推進課長。

○政策推進課長

それでは、稲月議員2点目の御質問でございます。

自治会活動における保障制度についてということでお尋ねをいただいております。自治会独自の活動に対する補償保険等につきましてお答えを申し上げたいと存じます。

現在、各自治会におきましては、まちづくりの根幹となるような地域活動といたしまして、コミュニティーづくりの取り組みや自主防災、防犯活動、また地域の住環境の整備ということで、公園などの草刈りや樹木の剪定など自治会で対応していただいていることも承知しており、まことに感謝を申し上げます次第でございます。

町が事業実施主体として実施をしております各種事業や、また委嘱等によりまして各自治会の方に業務をお願いしておるものにつきましては、万一、参加いただいた方が事故に遭われた場合の補償については、町で加入しております保険等で対応ができることとなりますが、自治会が独自で自主的に行われている行事においては、事故が起こった場合におきましても町の保険の対象とはならないというのが現状でございます。

このことを踏まえまして、あくまでも加入等につきましては任意ではございますが、自治会活動における事故などの保険対応といたしまして、各保険会社で取り扱いをしております自治会活動保険の御案内を行っております。まず事務的なサポートといたしまして、今年度については去る5月12日に開催いたしました総代自治会長会議におきましてリーフレットの配布等、保険内容についても説明の場を設けたところであり、その後、個別の問い合わせにつきましても対応させていただいております。また、既にこの自治会活動保険に加入をされておられる自治会もございます。また、保険料につきましても、補償内容や自治会員の数によって変動いたしますが、1,000円程度

から加入できる比較的安価なものもございます。

次に、町が保険料を負担する制度についてのお尋ねでございますが、現在、各自治会に対して自治会運営に必要な費用の一部を助成する制度といたしまして、自治会運営補助金を交付しており、保険費用等の事務費用につきましては、この運営補助金を充てていただくのが本意ではないかと考えておるところでございます。自治会保険だけを抽出した新たな補助制度の創出につきましては、現時点では困難かなというふうに考えておるところでございます。

以上です。

○議 長

稲月君。

○5 番

自治会の活動については、きのうも広報の自治会配布というのめかなり難しくなってきた問題とか、自治会活動の困難性というのめ出てきてる昨今ではあります。やっぱり住民自治を大事にしていく、そしてそこでの自主的な活動を大いにやっていただく、それが行政と一体になって活動を実施していただくことが自治体として大きく前進していく、こういう時代でありますので余計に大切になっている、そんな時期ではないかなというふうに思っています。

私は若葉台に居住しておるわけですがけれども、若葉台では草刈りボランティアというのを自主的に立ち上げて、町がやっていただく公園とか緑道の草刈り、それでは美しく住んでいくというんかな、住みやすい住環境をつくっていくということではほど遠いものになってしまうわけです。皆さんも重々御存じやけど、本当に草は何ぼでも伸びていくわけで追っつかないと。御近所の方は自分の周りには一生懸命きれいにしてくれてはる、それでも追っつかない部分がいっぱいあるわけで、それを何とかしようということで草刈りボランティアということで。まだ我々世代、退職して間もなくの割と元気な人たちが多かった時代にそういうのを立ち上げてくれはって、草刈り機も購入したりとか、歯の援助なんかは町のほうからしてくれはったりとか一定援助はしていただいているわけです。尽力を注いできてもらったんですけど、その人たちが随分高齢になられたり、リタイアされて交代したりとかいろいろやってるわけですが、その中でも引き続きそれは実施されてるんです。それとは別にシルバー人材センターに依頼して有料で草刈りもしていただいている、それでやっとなら若葉台の公園なり緑道なり、そういうところがある一定美しく保たれてるというように、平群町が美しい景観をそのまま保ち、自然を大事にしようと。そういうところの援助を自治会がしてるという状況であるわけで、そんなところでのけがはつきものというか、できるだけけがのないようには皆さん努力していただいているわけで

すけれども、それでもけがが起これるということで保険にも加入してはる。だけど、ボランティアで草を刈る人も年間わずかですけれども、個人負担をしているわけで、うちの夫も入ってるんですが、300円でしたかね、出してると。それはせめて自治会で負担してほしいというふうに言ったりもしてたんですけども、そのようなことまでしながら自治活動、地域を自分たちで美しくしよう、住みやすくしようということで頑張っていた。やっぱりそういうところへんで報われるような状況というのはつくっていかなあかんの違うかなというふうにも思います。

ここんところ、若葉台で草刈りのときに夏の熱中症で倒れられて、草刈りボランティアが救急搬送されたということもありました。大事には至らなくてすぐ帰ってこられたんですけどね。それと、防犯活動で年末の防犯の見回りに歩いてくれはって、その途中で倒れられて、これは重症やったんですけど、少し目があくようになったり、ちょっと反応されるようになったとは聞いてますけれども、本当に寝たきり状態になられたと。病気まで補ってくれる保険というのは、今あちこち調べたけどないようなんです。自主的に頑張ってくれたのに、そんなことになってしまったり、木の伐採で福貴畑ですとかね、1件、割と最近当たられて意識を失われたとかいう話も聞きました。そんなんで起こってくるわけで、つきもので、町で自治会活動をもっと活発にしてほしい、ボランティア活動を推進してもらって、よりいい自治体にしていこうという、そういう信念のもとでこういった補償をしていこうということで、一切合財やってはる自治体も結構あるんですね、調べましたけれども。そういうところをもうちょっと見習っていただいて、財政的には大変やというのは重々承知をしているわけですけれども、将来のこと、まちづくりを考える観点で、前向きにぜひとも真剣に考えていただきたいということで、これで結構です。

○議長

総務防災課長。

○総務防災課長

それでは、大きな3点目の自衛官募集に関する本町の状況、考え方についてということですよ。

まず1点目の「本町では適齢者名簿は提出してない。住民台帳の閲覧、書き写しを認めている」ということで、12月議会で答弁をさせていただいてるんですけども、これについては現在も同様な対応をさせていただいてるということでございます。

2点目の憲法に自衛隊が明記されれば、地方自治や個人情報保護などの人権よりも国防が優先され、適齢者名簿の提供を強制できると受け取れるが、この

状況になることをどのように思われるかということでございますけれども、憲法改正はまだ行われておりませんので、議員お述べになったように受け取れるかどうか分からない状況ではあります。憲法改正されれば遵守していくということは必要があると認識しておりますけれども、現時点ではどういうふうになるかということはわかっておりませんので、なかなか答えにくいというところがございます。

3点目の適齢者名簿を提出することは、過去につらい戦争の歴史を繰り返すことにつながると考えるけれども、ということでございますが、過去の戦争を繰り返すことは絶対に許すことはできないというふうに考えております。議員お述べになりました適齢者名簿を提出することは、必ず戦争につながるといえば、現在の自衛隊には国際貢献や災害派遣等の任務をされておりますことも事実でありますので、なかなかそういうことではないのかなというふうに考えております。ただ、平群町といたしましては、引き続き第5次総合計画にもありますように、世界平和を目指して戦争や核兵器のない平和な社会の実現に取り組んでいくという考えは変わっておりませんので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議 長

稲月君。

○5 番

以前質問をさせていただいたときから、対応については本町では変わらないと。住基台帳の閲覧はしてもらえけれども、自衛隊の方たちが自主的に自分で書き写しをして持ってかえってはるということで、それ以上のことはしてもらってないという御答弁でありまして、それでちょっとは安心をいたしました。

今、各地で紙データにして18歳と22歳ですか、その適格者名簿ですか、そういうのを自衛隊に提出していったり、京都市では名前のシール、住所と名前を書いて、それを封筒に張ったらそのまま出せるというような、そこまでして提出されてるというふうなことも新聞紙上で読んでいます。それについては非常に若い人たちが自分たちの個人情報をもんなふうに公開されてるというのは許せないということで、京都市に対して抗議の行動を起こされてたりとか、そんな現状も発生しているところがございます。そういうことにならないように、先ほども言われましたけれども、やっぱり自治体として戦争への道を進ませないというところで、きちっと自主的な判断をしていただけて頑張っているように私には思っています。

実際、憲法の改正をされた暁には、対応はわからへんということでございますが、自治体職員、自治体としての自主組織でありますし、全て国の言いなり

になるということはしてはならないというふうに思うんです。首相の狙いは地方自治や人権よりも、防衛大臣の要請がそれよりも上に立つんやということ、そういう社会をつくりたいという御発言であるというふうに私は思っていますけども、そのようなことに大変危険を感じております。地方自治体というのは憲法のもとに、自治体としての自主性を大いに発揮して住民の福祉をとにかく増進させる、これが第一の仕事やということで今後も貫いて頑張っていただきたいというふうに要望をいたしまして、私の質問はこれで終わります。

○議長

それでは、稲月君の一般質問をこれで終わります。

ここで説明員が入れかわりますので、しばらくお待ちください。

続きまして、発言番号8番、議席番号7番、山口君の質問を許可いたします。

山口君。

○7番

通告に基づいて、大きく4項目について質問いたします。

1点目は、皇位継承に伴う10連休の対応についてということです。

ことし5月1日の皇位継承にかかわって、4月27日から5月6日まで10連休になります。暦の上ではかつてない休日が続くことで、国民生活にさまざまな混乱が起こるのではないかと、このような懸念の声が上がっています。そこで、以下の点について町行政の対応をお伺いいたします。

1、本庁舎の窓口業務の体制はどうなるのでしょうか。

二つ目は、こども園と学童保育所は完全休日にするのでしょうか。

3点目、小学校低学年、特に入学して1カ月にも満たない1年生の子どもたちに10連休は心理的な影響を与えるとの懸念の声があります。その対応はされるのでしょうか。

4点目、家庭ごみの収集はどうなるのでしょうか。

5点目、時間給の非正規職員は大幅な収入減になります。その対策はされるのでしょうか。

6点目、上記以外、行政として必要な対策を考えておられるならお示してください。

次に、大きい2点目は、消費税10%への増税に関連してということであり、ます。

政府はことし10月から消費税を10%に引き上げるとしています。実質賃金や年金が下がる中での消費税増税は国民生活に重くのしかかり、暮らしが大変になり、経済にも悪影響を与えます。また、町財政、町行政にも影響を与えます。そこで、1として、大まかな項目ごとの歳出増と歳入増、また水道料、

下水道料への影響額、それぞれ総額の1世帯当たりということで具体的にお示しください。また、10%への増税に関連して実施される幼児教育の無償化についても、保護者と町財政への影響額をお示しください。

大きい3点目は、生活道路の安全対策と利便性の向上をということです。

生活道路の安全対策、利便性の向上については、各大字・自治会から数多く寄せられていると思います。そのいずれも早期の対応が求められますが、2点について質問します。

1点目は、ゆめさとこども園前の歩道の国道168号への延長についてです。既に予算化されているにもかかわらず、現状は全く変わっていません。いつ完成するのでしょうか。

2点目は、階段道路のバリアフリー化についてです。まず町内に歩行者だけしか利用できない階段状の道路は幾つあるのでしょうか。私の地元、福貴団地や竜田川団地と北信貴ヶ丘2丁目の境界にある階段道路は生活道路として欠かさないものですが、高齢者にとっては利用しにくい、利用できないものとなっています。これらの階段道路の改善について、どのような認識を持っておられるのか、お尋ねいたします。

最後に大きい4点目は、県営水道料金について。

本町の上水道は現在100%県営水道から給水を受けています。当然、県営水道の料金が水道料に影響します。その県営水道の会計、奈良県水道用水供給事業費特別会計では、昨年度(2017年度)の収支は営業収益が96億8,419万円、経常利益は19億35万円、利益剰余金が77億7,792万円、現金・預金残高は197億8,958万円となっています。公営企業としては利益の上げ過ぎではないでしょうか。町としても県に対して料金の引き下げを求めるべきと考えますが、町長の見解を伺います。

以上、大きく4点について、明快な答弁をよろしくお願いいたします。

○議長

総務防災課長。

○総務防災課長

それでは、大きな1点目の皇位継承に伴う10連休の対応についてということで、総務防災課から1点目と5点目と6点目についてお答えをさせていただきます。

1点目の本庁舎の窓口業務の体制であります。平群町の休日を定める条例により、国民の祝日に関する法律に規定する休日は閉庁することになっております。このことから基本的には開庁の予定はございません。現在のところ、通常の宿日直体制で対応を考えております。ただし、災害等が発生する場合は通

常どおり職員動員表に基づき対応することになっておりますし、閉庁するということにつきましても、4月広報には掲載する予定でございます。

5点目の時間給の非正規職員の減収の対応ですけれども、閉庁になるということで公務も発生しませんので、賃金の支払いもできないこととなります。また、特に対応も今現在のところは考えておりません。

6点目の行政として必要な対策としては、基本的には役場は閉庁となること、ごみカレンダーに基づき連休中も収集すること、休日応急診療所の対応について、4月広報で住民の方々には周知をする予定でございます。

以上でございます。

○議長

教育委員会総務課長。

○教育委員会総務課長

それでは、教育委員会からは2点目のこども園と学童保育所に関する件、また3点目の小学校低学年への対応についての御質問にお答えをさせていただきます。

まず2点目の、こども園と学童保育所は完全休日にするのでしょうかとの御質問ですが、こども園、学童保育所のそれぞれの条例施行規則の休園日・休所日の規定では、国民の祝日に関する法律に規定する休日は休園日、休所日となっております。今回の祝日の取扱いに関する法律（祝日法の一部改正）が平成30年12月に可決されて以来、国や報道機関などを通じまして幅広く国民への周知が行われている中、こども園と学童保育所においても完全休日の取り扱いとして年間スケジュールの中に組み入れ、それぞれ準備を進めているところでありますので、開園・開所することは考えておりません。

次に、3点目の小学校低学年、特に入学して1カ月にも満たない1年生の子どもたちに10連休は心理的な影響を与えるとの懸念の声があり、その対応はされるのかとの御質問でございますけれども、御指摘のとおり、子どもたちが長期に休むことで生活リズムが不規則になったり、日常生活の変化で精神面や体調面で不安定になったり、また学校生活からの開放感や気の緩みなどで事故などが発生しやすいことが危惧されます。そのようなことから、今回の10連休に関しましても、休みに入る前に児童・生徒への指導と注意喚起を徹底するとともに、保護者に対しましても学校だよりや学年通信などのプリントの配布や懇談会における周知と注意喚起を行い、子どもたちの心身の健康が保たれるよう、各学校、教育委員会が連携をして対応してまいりたいと、このように考えております。また、休み明けの登校や出席につきましても、教員が子どもたち一人一人の心身の状況に細かく目配りをし、大きな変化がないか注意

するとともに、不安定になっている子どもたちには状況に応じた面談でありますとか家庭訪問などを実施など、きめの細かい対応に心がけていきたいと考えておるところでございます。

以上でございます。

○議長

住民生活課長。

○住民生活課長

4点目、10連休中の家庭ごみの収集でございます。

連休中は4月30日火曜日から5月3日金曜日まで収集を行います。住民への周知としまして、配布済みのごみカレンダー及び町ホームページにて行います。また、その日の清掃センターの運営は8時半から4時15分まで、通常業務より1時間短縮の開場といたします。

以上です。

○議長

山口君。

○7番

多岐にわたるんですけど、一番危惧されるのは、ごみカレンダーは3月の広報と一緒に入ってまして、私も質問を出してからか、出すときか見て、ああ、ちゃんとやってるなというふうに思いました。

役所の窓口が10日間あかないからといって、別にすぐ困ることはないんですが、一番困るのは保育所、学童保育所なんですね。きょうの毎日新聞にも大きく、これは社会面ですけども、こういう記事がざっと載ってますよね。「10連休暮らし不安」、3週間前ぐらいにも1回、これと同じではないですが、毎日新聞に載ってまして、こっちのほうは特に当然10連休で暦どおり休めるといったって、例えばサービス業のところなんて、そんなことがあり得るわけではないんですよね、基本的に。例えばホテルや百貨店なんかで勤めてる人にとってはですよ、全体で休みの日数はもちろんふやすんだけれども、この10連休のときに一番忙しい業種じゃないですか。そのときに例えば、小さいお子さんのいらっしゃるお父さん、お母さんが2人とも休みがとれないというようになった場合にどうするんだということで、あちこちでいろいろ出てるんですね。この新聞記事の中でも、小学生以上の子どもを持つ家庭に影響が出ていると。さっき最後のほうで聞いた、4月に入学した子の対応については、学校も含めて教育委員会としてはきちっとできるけれども、その子を1人だけ家に置いてと。小学校1年生だったらまだ入学して1カ月、それで学童保育もあいてないということになれば、当然1人で家にいる子どもができるわけですよ。も

ちろん祖母や祖父に預けられるような条件がある人たちはまだいいかもわからないけど、多くはそういうのがない場合もあるということで、この新聞でも、この人の場合は民間の学童保育所で2日間だけ子どもを預かってくれることになったと、最後に書いてあるんです。そういう事例が平群町でも出るんじゃないかと思うんです。

そこで、とりあえず休日法で何が何でも休むんだと言ったって、でも清掃センターは何人か出るわけでしょう、収集しないとだめだから。休みはきちっととってもらったほうがいいんだけど、基本的にはその辺がどうなってるかというのを、まだ1カ月半ほど時間がありますから、特に学童保育、保育所でちょっとアンケートでもとってですね、どうしても休めない人がいる場合は町としても対応するべきでしょう。基本的に保育にかける子どもについては、行政がきちっと対応するという事になってるわけですから、それは今はまだ出てなかったにしたって、広報にこの日はずっと休みますよというのを載せてそれで終わりではね、私は住民に対して余りにも、ましてや何回もここで言われるように、嫌というほど子育て「県下ナンバーワン」と言うてやるというんであれば、今からそれぞれ事情のある人もあるわけだから、その辺はちゃんと調査してどう対応するかを決めるべきではないかと。教育、保育関係ではこのことについて、再度答弁ください。

それから、非正規といったって、月額給の人は別に構わんわね。金額が安いだけで別に変わらない。ただ、時給の場合に本当にその辺は補填しろとは言わないけども、平群町で働いている人たちのその辺の実情についても町がどうのこうのするということじゃなくて、その辺の声もあるのかどうか。今後の町の臨時職にしても非正規にしても、パートで働いてもらってる人にしても、その辺はどのように考えてるかというのは、ひとつは町としても、この際把握するような方向でやられたほうがいいんじゃないかと。その点についてどう考えているのかを少しお聞かせください。

この連休4月27日から5月6日までやから相当長い、通常でもゴールデンウィークで長いときは結構あるんですけども、これだけまとまって完全にというと、今までだったら間の1日、2日を民間企業なんか休んで連続9日間の休日とかしてたのが、そうじゃなくて、国が制度というか法的に法律としてやるわけですから、規律は規律なんですけれども、その点でちょっと今言った2点について、それについては再度答弁していただけますか。

○議長

教育委員会総務課長。

○教育委員会総務課長

それでは、ただいまの再質問にお答えをさせていただきます。

奈良県下は39市町村のうち、いろいろ状況を調査いたしております。今現状では学童保育所につきましては、1市のみ開所するというデータのデータが入ってきております。だから、平群町が開所しないとかそういうことではございません。やはり早い時期での周知の中で、今現在、学童保育所にどうなるんですかという問い合わせが1件か2件は入ってきておりますけれども、どうしてもあけてほしいとかいう要望はないわけなんです。議員言われるように、それに対してのキャッチボールはまだしておりません。保護者が送り迎えされますので、その中での保護者の声というのも今後はちょっと感じ取って調査したいと思っております。

○議 長

総務防災課長。

○総務防災課長

非正規職員さんの意見や声がどういうのがあるかということも聞いたらどうやという話です。

今回10連休というのは、5月1日に天皇即位の関係で祭日と祭日が挟まれるところについては休みになるということで、実質5月1日があればと言うたらあれなんですけれども、なければ3日間ということで公務がないということにはなるんです。年末年始というのでも9連休というのがありましたけど、年末年始は別といたしましても、今回こういう10連休になるというのは異例かなというふうには考えております。ただ、パート職員さんとか臨時職員さんについても必ず面接も行ってますので、そういうところでまた意見も聞いていくというのが必要かなというふうには考えております。

以上です。

○議 長

山口君。

○7 番

入退所のときの声だけじゃなくて、きちっとこども園全部と、それから学童保育も入所申し込みとかも全部あって大体決まってるわけだから、その人たちにちゃんと声を聞いてよ。ほんで、細かく声を聞かないと、休みでもどうしてもできないとかそんながあるんかどうか、ちゃんと調べるべきだと思うんですよ。どうにもならなかったらそれぞれで何とかしはるんやけど、それでは余りにも私はどうかと。今回1回こっきりということですけども、やっぱりそこはちゃんと、今みたいなお迎えのときとか送ってくるときとか、そういうときに聞きますではなくて、きちっと文書でアンケート的にきめ細かくとるべき

だと思いますが、その点はどうか。

○議長

教育委員会総務課長。

○教育委員会総務課長

ただいまの御質問にお答えさせていただきます。

今後検討してまいりたいと思います。

○議長

山口君。

○7番

じゃあ、検討してくださいね。それぐらい早目早目に手を打たないと、今の時代ね、それこそいろんな働き方があるわけで、そういうふうになされてるわけですけれども、僕に言わせればですよ。させられてるんですけれども、でもそういう状況の中で、セブーンイレブンなどと言われる働き方をされてる若い世帯が多いわけですから、そこも含めて行政としてきちんととって、それがまた今後の子育て支援などにも、私はいろいろ役に立つことになると思うので、ぜひともきめ細かなアンケートはとってください。この1問目に関してはそれで結構です。

○議長

政策推進課長。

○政策推進課長

それでは、山口議員の御質問の大きな2点目でございます。消費税10%への増税に関連してということでお答えを申し上げます。

まず、その中で議員お尋ねの1点目、大きな科目ごとの歳入増と歳出増についてでございます。

本会議で上程しております平成31年度当初予算案の予算額を基本に御説明を申し上げたいと存じます。細かい数字が少し出てまいりますけれども、これにつきましては、3月6日の予算審査特別委員会のほうでお出しをさせていただきました数字をそのまま参酌しておりますので、御理解のほどよろしくお願いたします。

まず、歳出面で消費税が影響しているというふうなものでございますが、性質別では普通建設事業費で19億1,943万2,000円、物件費で13億9,747万3,000円でございます。維持修繕費等で907万5,000円となっております。これらの合計でございますが、33億2,598万円となっております。これがいわゆる性質別での消費税が影響するであろうと想定をした金額の総計でございます。仮にですけれども、この予算額の半分が1

0月以降の支払いとなった場合がございますが、適用税率が8%から10%になりますので、その影響額ということで約3,000万円の影響ではないかということで試算をしております。

一方、歳入でございますが、消費税全体のうち地方消費税として現在1.7%が税率10%になることによりまして、地方消費税が2.2%と改定をされるわけでございます。これを財源といたしまして、地方消費税交付金が各市町村に交付されるところでございます。地方消費税交付金の平成30年度の予算額が2億5,000万円であるのに対しまして、平成31年度の予算額は2億7,500万円ということで、2,500万円の増収と見込んでおります。ただし、平成31年度につきましては、消費税の交付の時期のずれということで10月以降の4カ月分に対する交付ということになってございます。その金額が2,500万円ということで増収を見込んでおります。このことから31年度の予算上におけます想定値の差し引きでございますが、約500万程度、歳出のほうが上回ると見込んでおるところでございます。

しかし、平成32年以降でございますが、歳入歳出とも12カ月の通年ベースで試算をした場合では、地方消費税交付金が3億2,500万円になると見込まれ、7,500万円の増収となりますので、通年で消費税の支払い分約6,000万と見込んでおりますので、差し引きいたしましたら1,500万程度、消費税につきましては増収になるのではないかというふうに見込んでおります。

2点目の水道下水につきましては、また後ほど担当課のほうから御説明申し上げますが、3点目にお尋ねをいただきました関連して実施される幼児教育無償化の影響についてでございます。

制度上、今回の法改正によりまして、3歳児から5歳児の無償化にかかる保育料の減収分につきましては、全額国費により補填されることになっております。そのため現時点では、減収の影響はないものと思っておりますが、平成31年度の当初予算ベースで御説明を申し上げますと、平成30年度の当初予算に比べまして、こども園児童の保護者からの負担金が約1,400万円の減収になるということでございます。比較いたしまして1,400万円の減収になるのに対しまして、子ども子育て支援応援交付金は1,000万円の予算上の計上でございますので、予算上は400万円の不足が出ているというふうな状況でございます。ことしの10月からということでございますので、今後、幼児教育無償化に伴う財源措置といたしましては、減収分が補填されるかどうかについて、平成31年度の予算執行におきまして十分に確認注視をしてみたいというふうに考えております。

以上です。

○議長

上下水道課長。

○上下水道課長

それでは、上下水道使用料金に対する影響額についてお答えいたします。

31年度に10%の消費税率で集金する上下水道料金は、消費税に関する経過措置に基づき、12月分と翌年1月分の2カ月分となります。なお、翌年2月分、3月分は32年度の集金となります。

まず上水道使用料金への影響額ですが、2カ月分の水道使用料金の消費税が2%増税された影響額総額としましては127万5,060円、1カ月当たりとして63万7,530円、これを給水件数8,030件で割り戻しますと1カ月1件当たりでは79.4円の増税額となり、1年間12カ月に換算すると952.8円の増税額となります。

次に、下水道使用料金への影響額ですが、1件大口の企業さんがありまして、この1件を除いて、そのほかの接続件数の影響額になりますが、2カ月分の下水道使用料金の消費税が2%増税された影響額総額としましては34万7,540円、1カ月当たりとして17万3,770円、これを接続件数4,061件で割り戻しますと、1カ月1件当たりでは42.8円の増税額となり、1年間12カ月に換算すると513.6円の増税額となります。

以上です。

○議長

山口君。

○7番

最初に町のほうの出し入れは、今年度は半年で町の歳出のほうが多いと。その次、32年度（2020年度）からは歳入のほうが多い。実際どうなんですかね、細かいところはわからんから、人件費には消費税はかからないから大きい工事をすれば、特に昨年度、今年度については文化センター・図書館建設をやってるんで、その分で消費税は相当多くなってると思いますけどね。この辺はきちんと見ておいてもらいたいのと、消費税というのは本当に低所得者ほど負担が大きいと。自治体でいえば、小さい自治体ほど大きいんかどうか、それはわかりませんが、直接税だと累積課税と違って全部一律の率ですので、当然所得の少ない人ほど負担感は大きくなる。それがどんどんどん3%から始まって、5%、8%、10%と。軽減税率とかインボイスとかいろいろ言ってるけれども、商店の人たちはしっちゃかめっちゃかでどうしてええんかわからんというようなことがいろいろ起こってるみたいなんです。平群町では商

店街はないんで、ただ小売のお店も結構数があるし、農家でもそういうのにも全部かかってくるわけですから、当然、負担増は否めないんだろうなというふうに思うんです。そういう意味で、平群町の財政の中で消費税は結局もらったり出したりということで、多いか少ないかみたいな話だけしても本当は仕方がないんですけれども、そういうふうに毎回変わるたびに大きい支出、また収入両方で動くということだと思っんです。この件についてはそれでいいです。

それから、幼児教育について、これもまだ細かい法律もきちんと決まってないわけですからあれですけれども、どっちにしたって先にこの法律は通るでしょう。消費税についても一応今は決まってしまってるんですけれども、参議院選挙が間に入りますから、またわかりませんよね。それでも幼児教育については無償化は多分、消費税が上がるが上がるまいが、これは前へ行くと思うんです。ただ、そこで問題になってんのは、新聞でも言われてますけれども、これまで保育所、保育部分については給食費はただでしたよね。ただというか保育料の中に入れてましたよね。これが今回外れるということで、平群町の場合はこども園ですけれども、標準とか保育部分と幼稚園部分的なものが認定で別々にありますけれども、そこのところでいうと今までから保育については低所得者の人は非常に保育料も安いんですよね。それで昼の食事についてもそこに入ってますからそれでおさまったのが、例えば保育料ゼロという人も結構あると思うんです、収入によってはね。それが今回、幼児無償化にすることで、逆に給食費だけ払わなあかんというのが出ますよね。その辺はきちんと想定して対応されてるのかどうか。そこまでまだ考えてないのか、10月からですからまだですから、その辺が今わかるんやったら出していただきたいのと、そういう扱いについて、平群町としては当然、国でそういうふうに決められたんだからもらうもんはもらいますよと。保育料がゼロになる所得であったって、給食費だけはもらいますよとなるんですよね。その点について何らかの対応を考えておられるのかどうか、そこまで今度の消費税の問題、幼児無償化の問題で考えてるんかどうか。考えてるんであれば、どういう見解をお持ちなのか答えていただけますでしょうか。

○議長

福祉課長。

○福祉課長

主食費、副食費の関係です。2号認定者は今まで副食費は保育料に含んでた、それを含まずに実費徴収しなさいと、こう政府は言っていると。町のほうは今までどおり3歳以上は主食費600円、これで今のところ行きたいなどと、現行どおりですね。そしたら、2号認定の方の副食の分は実費徴収とってますから、

その分、町で見ないといけないということになってきます。交付税で来ますんで、実際のところどうなんかというのははっきりしませんけども、町の負担が上がるだろうなというふうには想定をしております。

以上です。

○議長

山口君。

○7番

今はもう平群町はこども園やから、保育部分についても全部給食費についてはとってるとのことなの、600円、そうやったっけ。そこは私の認識が間違っていました。

それともう1点、さっきちょっと聞き忘れたんやけど、要するに無償化で国が全部持ってくれると、さっき言ったでしょう。全部持ってくれるって本当なのというところがあって、今、福祉課長のほうは国から交付税措置と言ったよね。ただ、新年度についてはちょっと様相が違って、一定国から金が1,000万来てるという話。でも、32年度(2020年度)からは交付税措置やというねんね。それで、もう一つ矛盾があるのが、要するに公立でない幼稚園については、国半分、県4分の1、町4分の1、平群でいうたら平群北幼稚園へ通っている子どもの保育料については持つんですよね。だから、私学の幼稚園とか保育園は、多分、平群町を通じて全額その人たちがこれまで払ってる分が計算して出るわけです。でも、公立の場合はそうじゃなくて、国が交付税措置すると言ってるわけでしょう。そしたら、全部来るのか。あちこちでそういう質問されてると思うんですよ。平群町では、その辺はどう聞いているのかね。何かで見たけど、ある人は幼児無償化はいいんだけど、幼児無償化に便乗して公立の保育所、幼稚園をできるだけ民営にしようというためかというふうに言う人もいてるんですね。その辺はまだ法律がきちっと、そういう点で無償化になって自治体のほうは出す金がどっとふえるのかどうかというのは、まだわからんから何とも言えないんですけど、その辺はどういう通知が来てて、どこまで聞いてんのかなというふうにするので、その辺は今まで聞いているところがあったら、私が今言ったような、それはうがった見方なのか、実際そういう話もあるのか、その点はどうなんですか。

○議長

福祉課長。

○福祉課長

幼児教育無償化につきましては、もう御存じのことと思いますが、繰り返します。まず、幼稚園・保育所・認定こども園の3歳から5歳の利用料が無料、

それからゼロ歳から2歳児は非課税世帯が無料ということです。それから、幼稚園につきましても、平群町でいえば北幼稚園ですけども、北幼稚園につきましても無料ということです。

無料ですけども、お金の流れは園から直接こっちへ請求が来るのか、どうするのかという、その詰めはまだ今全然できてませんので、そこはちょっとお答えできないんですけれども、無償は無償です。これでは答えになってないですか。

○議 長

山口君。

○7 番

国、県、市町村の負担が私立にはきちっと直接金が行くと、現金でというか、要するに親が本来これまで出してた分を行政がどこが何割かどうかは別にして、国5割、県と市町村が4分の1ずつと聞いているんやけど、平群町の場合は両方とも公立やから、公立の園については国が半分、交付金とかそういうことで来るんじゃないかと、地方交付税措置で来るというわけよ。ほんなら、その場合、さじかげんになるでしょう、交付税の場合は。何ぼ計算してると言うたって、交付税のもとになる税収が少なかったら減らされたやん。三位一体の改革ではそんな関係なく減らされたやん、どっと。そんなことになったら、無償化になったは、市町村の持ち出しだけふえたは、公立は損やから民営にしたほうが、これやったら町行政としてはそのほうがええわということで民営化へ持っていこうという裏があんのちゃうかという話があったから、その辺はどないなる、いや、そんなことを聞いているかどうかじゃないよ。その辺の国からの無償化に見合うお金がどういうふうになってんのかというのがわかってれば、でも今やったらわかってないということなんで、わかってんの。

○議 長

福祉課長。

○福祉課長

例えば北幼稚園ですけども、私立ですよ。直接国から行くかというたら行かない。無認可についても恐らくそうです。だから、町経由で支払うと。だから、一緒ですよ、民間も公立もお金の流れとしては。直接行かないです。請求をもって町から支払うと。ただ、その財源については交付税ということです。31年度は国で全額無償化の部分は見ると。ほんで、翌年32年でいえば、町も一定負担をしてくださいという、これが国の今のところの考え方です。

○議 長

山口君。

○ 7 番

せやけど、さっきことしは全額とるけど、1, 400万円、これまで本来保護者からもらう分が1, 000万しか今のところ予算では入って、後でそれは精算してくれんのか、後から追加してくれんのか知りませんよということですよ。まあ、わかりました。どっちにしても消費税10%、これも何ぼでも上げたらええと国は思ってるわけやから、借金が1, 000兆を超えてるというわけでしょう。せやけど、外国には何千億、何百億、下手によったら兆、アメリカの戦闘機は1機100億のやつを100機爆買いする1兆円やろ。こんなん平気でやってて、一方で消費税はどんどん上げると。ほんで、福祉のためやと言いながら、いっこも福祉はよくなってへんし、年金は下がってるし、どうなってんねんというのが町の声ですということを紹介した上でですね、2点目はこれで結構です。

○ 議 長

教育委員会総務課参事。

○ 教育委員会総務課参事

それでは、山口議員御質問の3項目めの1点目、ゆめさとこども園前の歩道整備はいつ完成するのかについてお答えいたします。

この歩道整備の件については、平成29年7月14日の全員協議会で行政財産の適正管理のため、椿井地区の建物収去、土地明け渡しについて説明をさせていただいた経緯がございます。歩道整備については、これまで数回にわたり、ゆめさとこども園育友会や平群町連合PTAより要望をいただいておりますが、現在のところ、歩道設置には至っておりません。全員協議会以降、相手方と数回にわたる話し合いを行い、歩道整備を進めることについて調整が整ったところであります。現地においては、隣接する奈良県、ゆめさとこども園、民間事業者、民地との境界立会を終え、筆界確認書を交わす準備を進めておりましたが、その後、別途協議しなければならない事案が発生し、現在も歩道整備に着手できておりません。加えて、前町長の死去に伴い、改めて筆界確認書を作成する必要があり、奈良県との事務作業も含めておくれが生じております。

別途事案につきましては、これまでの経緯や相手方との見解の相違もあるため、説明は控えさせていただきたく御理解をお願いいたします。ただ、町としては歩道整備を進める方針に変わりありません。また、相手方も別途協議の事案について理解することができれば、一日も早い歩道整備に協力したい旨の話がありますので、今後も円滑に進むよう努力してまいります。

以上でございます。

○ 議 長

都市建設課長。

○都市建設課長

それでは、2点目の階段道路のバリアフリー化についてお答えします。

まず、歩行者専用の階段状の道路数は町内に約35カ所あります。その階段の多くは民間の宅地開発により設置され、本町が移管を受けております。また、その全ての階段は、道路法に基づく道路構造令の基準におおむね適合しております。現時点では、自治会等から階段のバリアフリー化等の重立った要望はいただいておりますが、維持管理上の修繕や手すり等の設置についてはその都度対応しております。今後、高齢化に伴う階段のスロープ化や改善要望等も出されてくるものと思われませんが、それぞれ立地条件や構造等も異なるため、改修等にかかる費用や手法等については、個々個別に検証していく必要があると考えます。いずれにいたしましても、生活道路における利便性の向上や安全対策等については、今後も引き続き地域と連携を図りながら積極的に取り組みを進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長

山口君。

○7番

ゆめさとの前の歩道は去年の3月でしたっけ、合意したということですがすぐにでも工事にかかれるものだというふうに思って、保護者の方たちも要望をいっぱい出されてましたし、歩道橋の下だから県やろうと、公有地やろうというのは誰が見てもわかるんですが、そこに1年ぐらい前でしたか、2年ぐらい前でしたか、真新しい物置小屋みたいなのがぽんと建って、あれと思ってる間に、それまで以上に境界がどんどん南のほうへ行って、完全にゆめさと保育園の前の歩道を塞ぐという形に、それまでは溝みたいになっちゃってたんです。それが民間事業者も了解して話がついたということでしたが、それが1年たってまた別途協議という、その内容は答えられないということなので、うーんというふうに思ってます。もう答弁はええですけど、町長ね、別途協議は何かわかりませんが、本当のところはどうなんだというのをきっちりトップとして話しする。さっき答弁の中で、納得すればすぐにでもというふうにおっしゃってるので、そこを納得してもらおうように、前は岩崎町長も行かれたような話を聞いてますので、ここは1日も放置できないところなんですよね。今でも事故はこの間、何回か起こってますよね。信号がありませんから、保育所から出てくる車が右折はとてもしゃないが怖くてなかなかできない。国道のほうはすいてるときは相当スピードが出ますので、危ないんですね。行けると思ったってぶ

つかるといふようなこともありますんで、その辺のことも含めたらあそこは狭くなって北側の見通しも悪いですから、その辺は町長が、もちろん教育長も含めてですけれども、町のトップがきちっと話をされて納得をしてもらうような努力はすべきではないかと思っておりますので、その点、町長、どうですか。

○議 長

町長。

○町 長

確かに、ゆめさとこども園の前の歩道については、今現在、交渉を重ねているところであります。山口議員が言われたとおりに、子どもの安心安全を守るために早急に整備ができるように、町としても努力してまいりたいと考えてます。

○議 長

山口君。

○7 番

頼みますよ、本当に。すみません、さっきもう一つのやつを言うのかなあかんかったんやけど。階段道路ね、35カ所もあるわけでしょう。一番長いのは菊美台の駅からまっすぐ上がっていくところだと思うんですが、福貴団地の人たちはA・コープへ買いに行くのには、歩いて行くんだったらあの階段を使うのが一番すぐですから早い。でも、今私は自治会長を2回目やらせてもらってますけど、よく聞くのは足が悪くて遠回りして、どう遠回りするかというと、一旦、福貴団地の一番下までおりて、はなさと保育園の裏から、あそこはスロープみたいにならなくて上がるんですよ。そこを歩いて、だからふたしてもうたら困るといふ話もちょっと以前あったんやけど。そういうふうな行き方でちょっと足が悪いからということで行きはる人も多いんです。それでどうするかというのは、もちろんスロープになってもうたら、すごい面積や距離も要りますからできませんので、1回検討してほしいのは千鳥階段というやり方が、僕は辻代議士の秘書をしてたときに、当時は吉野の大塔村、今は五條市大塔町になってますが、大塔村でいろいろ発明するおじいちゃんがいてはりまして、その人のところへ行ったときにこういうのをつくって、これ、特許できへんかというふうな話をされたことがあったんです。それが千鳥階段というふうにおっしゃってたんですが、要するに台になってるところに斜めに上がる、何ていふんですか、こう上がっていくわけですね。そういう上がり方をしたら、スロープみたいになるから距離は相当長くなりますけども。それで、手すりがあるとあれば、それで一定足が悪くてもゆっくり上がれるんじゃないかと。それで、35カ所もあるから、そんなんすぐにどうのこうのとは言いませんが、1回ど

こかで実証的にやってもらえないかなと。福貴団地もそうですし、私が最初に挙げた竜田川団地と北信貴ヶ丘のところも手すりはあるんですけども、階段が上まで30段あるんですよ。真ん中に15段で踊り場があって、そこに家が両方にあるんですけど、そこはまだ15段あって行くところなので、そこもやっぱり遠回りしようと思ったら、ぐるっとどっちかへ大分回らんと行けないんで、そこがもうちょっと高齢者の人でもスムーズに歩けるようになれば非常に便利がいいので、これは近所の人たちから要望が出されてました。それで、今回、福貴団地のこともあるし取り上げたんですが、今すぐどうのこうのとは言いませんが、ぜひこれは1回検討していただけないですか、その点はどうか。

○議長

都市建設課長。

○都市建設課長

高齢者への利便性ということでスロープをということで、今ちょっと技術的な提案もいただきました。そういった面につきましては、検証も含めて検討させていただきたいと考えますので、よろしくをお願いします。

○議長

山口君。

○7番

この件はこれで結構です。

○議長

上下水道課長。

○上下水道課長

続いて、県営水道の料金についての御質問ですが、県営水道は利益の上げ過ぎではないかとの御質問でした。単にこの金額だけを見ますと、確かに大きな金額ではありますが、県営水道は膨大な施設を保有しておりますし、当然、経理上の金額も大きくなります。

奈良県水道局の見解では、昭和45年の県営水道の給水開始から48年が経過しており、施設の老朽化が進行しております。特に延長300キロメートルを超える送水管の更新には1,000億円以上の費用が見込まれ、将来に向けた財源の確保が必要であるとのこと。また、過去に借り入れた企業債の残高が313億円ありまして、これは県営水道の配水収益、約97億円の3.2倍に達しておるとのことです。

総務省のガイドラインでは、起債残高は配水収益の2倍以内に抑えることとなっていることから、当面は企業債の借り入れを控えて経営していくとのこと。このようなことから、奈良県水道局としては将来投資を見据えたとき、

決して利益を上げ過ぎているという状況ではないというふうな見解を持っているということでございます。

いずれにいたしましても、公営企業は不要な利益を生み出す必要はありませんし、利益は利用者にもみ還元されるべきであります。平成30年度からは県営水道と市町村水道事業者が県域水道一体化について協議を進めております。今後、平群町としては県域水道一体化の議論の中におきまして、県営水道の経理状況を十分精査した上で受水料金値下げが可能であると判断しましたら、当然そのように要望してまいります。また、県内の受水市町村につきましても、受水費を値下げするという要望は非常に強いものがあります。当然、県の値下げが可能でありましたら、他の市町村とも連携して受水費の値下げについては要望するべきというふうに考えております。

しかし一方、現金預金190億余りですが、今後の県の施設の大きな更新の需要に備えるべき財源については、しっかりと確保していただくということも大変大切だと思います。今後、県の経理状況についてもより詳しい資料が出てくるかと思っておりますので、それをもとに検討していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長

山口君。

○7番

総合的に見れば、僕らは全然その中身についてはわからんから、今、課長が答弁されたように県のほうから聞かれたことだと思うんですけど、もちろんそれは奈良県全体、特に大滝ダムを含めて、大滝ダムそのものが国がつくったから県だということになるのどうか、その辺もわかりませんが、いずれにしてもそれは膨大な施設量ですからなかなか難しいと思うんです。でも、この間の利益の上げ方というのは半端じゃないんですよ。平成27年に営業収益が931億で、28年は951億、ほんで29年が561億、利益剰余金も56億、62億、77億と、もちろん収益が上がってるからそうなるんですけど、これは減価償却も当然した上でじゃないんですか。当然、本来なら全額あれですけど、減価償却もしてるんだから細かいことはわかりませんが、10円下げたって幾らになるって言うたかな。10円下げても、まだ利益は相当出るんですよ。10円というのは、要するに平群町やったら1世帯、月の基本料金が1,000円ですか、県の給水量が7,915万トンなんです。1立米10円下げて7億9,150万円、それでもまだ黒字、利益剰余金は70億残るんですよ。それぐらい金額が大きいんですよ。だから、何ももうけ分全部とは言わんけども、

住民にとっては日々の生活で水道料が下がるというのは非常に助かることですよ。三郷町も昨年、一昨年でしたか、下げて相当喜ばれてるということでした。もちろんそれぞれの自治体の事情がありますから、平群町で値下げしろと言ってるわけじゃなくて、県水100%になってるんですから、自動的に県営水道の料金が平群町の水道料金にはね返りますから、もちろん町内の施設の問題もありますけれども、直接はね返るのは間違いありません。そういう意味では、知事は奈良モデルといていろいろ奈良全体でやりましょうというふうに言って、今度の水道もあるわけでしょう。そしたら、奈良モデルで水道料金を下げましょうと言ってくれなあかんわけですよ。21日から知事選挙も始まりますけど、そういうふう知事に提案してくださいよ。奈良モデルで水道料金下げましょうと言うたら、それは喜ばれますよ。今、自己水の多いところはまだありますけども、相当な部分が県水に頼ってるわけですから、それは今後そういうふう水道の会議なり、また市町村長の会議なり、知事もいろんな会合をやっておられるわけですから、そういうところではぜひそういう声を上げていただくことをお願いして、私の一般質問はこれで終わります。

○議長

それでは、山口君の一般質問をこれで終わります。

午後3時10分まで休憩いたします。

(ブー)

休 憩 (午後 2時54分)

再 開 (午後 3時10分)

○議長

休憩前に引き続き再開いたします。

(ブー)

○議長

続きまして、発言番号9番、議席番号12番、馬本君の質問を許可いたします。馬本君。

○12番

今期で最後の一般質問となりましたので、行政側におかれましては明確な御答弁をひとつよろしくお願いいたします。

議長に通告しておりますように、大きく2点について質問をさせていただきます。

まず1点目、開かれた町長室へ。

西脇新町長は「継承とさらなる発展を」とのキャッチフレーズのもと、就任されて3カ月が経過いたしました。たくさんの方々の公約の中の一つとして、「町民との協働のまちづくりを推進します」と公約されています。町長は住民の声に耳を傾けるとともに、行政がやっていることを知っていただく役目があります。協働してまちづくりに取り組む方針は当然のことだと思います。具体的な提案として開かれた身近なまちづくりを目指すために、町長に対し要望・要求する場だけではなく、さまざまな年齢層や違う立場の人たちに町政を身近に感じていただき、対話を深めることを目的に毎月1回、町長室を開放し、住民の皆さんの御意見を聞かせていただきながら、誰もが幸せで安心安全に暮らせるまちづくりの取り組みとして実施すべきと思いますが、いかがお考えですか。

2点目について、公共交通空白地域の解消を。

移動手段を持たない住民や運転免許証の自主返納者、更新できなかつた高齢者など移動難民者が増加しております。地域公共交通網の整備は緊急課題であります。奈良県内初の利用料金が無料、完全自由型の自家用デマンド型交通を導入し、コミバスと並行運行すべきと定例議会ごとに提案をいたしました。

昨年の12月議会の回答は、コミバスは平成30年度から1台減少し、2台で運行されることにより、年間利用者数約4,000人の移動困難者の発生が予想されてる中で、町は移動困難者の救済対策をどのように考えておられますかの質問に対し、町は「町からの救済対策は提案できない」、また既存の路線バスを守りながらデマンドを導入できるか、バス会社との協議結果の質問に対し、「バス事業者が路線バスは赤字が継続しており、一部補填や撤退もやむを得ないとの見解で、町としては既存の公共交通を守っていかなければなりません。財政状況は厳しい状況ではありますが、公共交通会議で議論していただいたので、デマンド型公共交通導入はもう少し時間をいただきたい」が行政側の御答弁でありました。しかし、西脇新町長は「生活に寄り添った、利用しやすい地域公共交通施策に取り組む」と公約されております。高齢者福祉対策として、現行のコミバスと自家用デマンド型交通の並行運行を行えば、高齢者などの移動困難者の方々の出かける機会がふえ、日常生活の利便性向上と町の活性化の原動力になります。基本は利用者が求める地域公共交通でなくてはなりません。よって、自家用デマンド型交通を導入すべきと思いますがに対し、町長は「デマンド型公共交通については、財政的な事も含め前向きに検討してまいります」と御回答いただきました。

そこで御質問をさせていただきます。

1点目、西脇新町長は「デマンド型公共交通導入については財政的なことも含め前向きに検討してまいります」と御答弁されましたので、12月から現在

までの進捗状況と今後の取り組みについてお聞かせください。

以上、大きく2点についてよろしく御回答のほどお願いを申し上げます。

○議長

政策推進課長。

○政策推進課長

それでは、馬本議員の御質問の1点目でございます。開かれた町長室についてお答えを申し上げます。

町民の皆様が町長室を訪れていただき、町政に対するさまざまな御意見や御要望をお聞きすることが岩崎前町長のときからも不定期でありましたが、日常的にあったことであり、事前にお越しになられる方と町長の日程を調整した上で用件を伺い、必要に応じて担当職員も同席の上、お話をお聞きしておったところでございます。現在の西脇町長も同じスタンスで、町民の皆様の御意見を積極的に拝聴しておるところでございます。

町長が直接町民の方と懇談される機会を持ち、町政全般に対して広く意見をお聞きすることは町政運営に必要なことであり、町の広聴業務としても毎年開催しておりますタウンミーティングを初め、庁舎内に設置しております町長への直通便など、さまざまな機会を捉え、直接町民の皆様の御意見をお聞きする場を持っているところでございます。

このことを踏まえて、議員より御提案をいただきました町長室を開放し、決まった日時に限定した上で町民の皆様との意見交換の場を持つことの必要性を勘案した上でございますが、町長の公務日程等の調整上、一定の制約を受けることから現時点で直ちに実施することは困難でございますが、近隣市町村の状況や実施手法等を踏まえて、今後、調査研究をしてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長

馬本君。

○12番

今、町長の公務日程の調整が一定の制約を受けることから、現時点で直ちに実施することは困難であるという御答弁でありましたが、町長室開放の日程を限定し、広報等で住民に広く知らせるべきであると、私は思います。もしも、町長が急用の場合は、副町長が代行すればよいのではないですか。町長のやる気の問題であると私は思います。また、近隣市町村の状況を調査研究しながら考えるという御答弁は、私にはナンセンスとしか答えられません。その点についてどうですか、やる気の問題であると私は思います。その点で再度御答弁を

お願いいたします。

○議 長

政策推進課長。

○政策推進課長

馬本議員の再質問にお答えをさせていただきます。

議員から御提案をいただいております町長室を開かれた場所にして、町民の皆様からそれぞれ御意見を賜るということは答弁の中でもお答え申し上げましたが、大変町政にとって重要なことであるという認識は持った上でのことでございます。

町長の公務の日程という部分でございますが、町長の公務日程はかなり事前に伺ってスケジュールを組むというのが実情なんでございますが、特に急な日程とかそういったことも多々あって、その辺の日程調整を含めて我々、秘書担当課としても苦慮しておるところでございます。

今回、日程をとらせていただいて日を決めて、そういうふうな場を持つ機会をとった上で急な町長の公務日程が入った場合、せっかく御予約いただいた方に御迷惑をおかけする話になることがあってはいけないと考えた上で、そのやり方も踏まえまして調査研究してまいりたいというふうに申し上げた答弁内容でございますので、よろしくお願いいたします。

○議 長

馬本君。

○12番

私は思います、今回の提案させていただく話については、町長は住民の全体から選ばれたただ1人の町長でございます。住民のためにあって初めて町長は成り立つというふうに私は認識しております。今、もしも町長が日程を決められて、その日に町長は急務があった場合は来られた御予約者に一定の迷惑がかかる等々、いろいろな御答弁がありました。予約文書にも広報にも、町長が急務の場合は副町長が対応させていただきますよと、そう書いて出すような話では住民も一定の理解をしていただけるものと思います。今、大浦課長のほうから、要するに今回の提案は非常に重要な提案と認識すると、町長もそのように認識されてると思いますねけど、あとは町長の実施する、やる気の問題でございますねけど、町長、前向きにその点はどうですか。私は先ほど近隣市町村の話云々はナンセンスと申し上げたのは、平群町の町長室を開放するわけございまして、よその近隣の政策は関係ないということで、私はナンセンスやという御答弁をさせていただいたことでございます。その点、町長、どうですか。

○議 長

町長。

○町長

馬本議員の質問のお答えさせていただきます。

町民の皆様の意見を町政に反映するためには、直接住民の皆様の声を聞くことは協働のまちづくりをする上においては大事なことだと思っております。住民説明会も引き続き行っていくことも決めております。今、町長室の開放については、他町村でも確かに実施をされております。その中で対象者をどうするのか、談話時間をどうするのか、そのテーマをどうするのかといろいろ細かい取り決めが必要であることから、それについてもしばらく調査をさせていただきたいというふうに思っております。

○議長

馬本君。

○12番

今ね、町長に住民説明会云々について私は聞いてない。今回は町長室開放はどうですかと、こうお聞きしてることであって、それはそれで継承されるねやったら継承されて、それは結構なんですよ、岩崎町長の継承をね。そうじゃなしに、今、住民説明会云々より、日程とかいろんな件について調査をしたいということで御答弁がありましたので、やる気がありますよというふうに理解させていただいていいですか。

○議長

町長。

○町長

それでは、再質問にお答えさせていただきます。

町長室の開放ということで、住民さんの声を聞くというのは大事なことだと思っております。すぐにとというのはなかなか無理なんですけども、細かいことを取り決めながら前向きに検討してまいりたいと思います。

○議長

馬本君。

○12番

くどいようでございますが、準備期間が必要でありますので、前向きにやりますという理解でよろしいですか。

○議長

町長。

○町長

そう理解していただいて結構でございます。

○議 長

馬本君。

○12番

準備を早急にされ、一日も早く住民にとって開かれた町長室ということで、いろいろな年齢層の方、住民のいろいろな御意見を町政に反映していただけるようにね、また住民も政治について、行政について理解し、そして関心を持っていただくのは非常に大事なことでございます。前向きに町長は取り組むということで、準備期間をいただきたいということの御答弁をいただきましたので、ひとつよろしくお願い申し上げます。この件についてはこれで結構でございます。

○議 長

総務防災課長。

○総務防災課長

それでは、大きな2点目の公共交通空白地解消ということで、デマンド型交通導入に向けて進捗状況と今後の取り組みについてでございます。

若干、コミバスの現状について答弁させていただきたいと思います。本町のコミバスにつきましては、平成30年4月よりバス2台の2ルート運行としてダイヤ改正を実施させていただきました。同時にコミバスの運行における評価基準の目標基準を2万2,000人、最低需要基準を1万7,493人に変更させていただきました。平成31年2月までの利用者数は西山間ルートでは8,771人、南北循環ルートでは1万326人の合計1万9,097人となっております。この数字をもとに平成30年度末の利用者数を予測しますと、年間2万600人となり、新ルート・ダイヤにおける目標基準、先ほど言いましたけども、2万2,000人よりは届きませんが、近い数字になると予測しております。ただ、コミバスにつきましても、まだまだ利便性については検討をしていかなければならないところがありますので、それについても今後の課題だというふうに考えております。

デマンド型交通について、本年1月にバス事業者と2月にタクシー事業者との意見交換を行いました。

少し長くなるんですけども、バス事業者からの意見といたしましては、現状はコミバスと路線バスの両方を運行していく予定ですが、今後において経営の中身が変わり、方針の変更もあり得ます。コミバス運行費用については、経費であるため利益はありません。また、近大路線、近大病院の路線以外の平群住宅線は年間2,400万円程度の赤字が継続しています。平群住宅線について減便等の合理化は必要と考えますが、急に行うことは避けたいと考えております。

また、路線バス事業を行うためには、バス車両が最低5台必要であり、バス車両の減少等から路線事業が成り立たない可能性もあります。

バスの小型化については検討の余地はあると思いますが、路線事業に適したものにするためには多額の改造費も発生するということです。

公共交通は大切なインフラです。なくなると地域の衰退につながります。平群町内においてバスの利用者は減少傾向にありますが、実際に通勤や通学に利用しておられる方も存在しています。

平群住宅線の乗車状況はラッシュ時でも10名程度の利用です。平群住宅線についても、コミバスと同様に昼間の利用は極端に少ないです。土曜、日曜はさらに少ない状況です。

デマンドタクシーの導入については、路線バスを圧迫する可能性もあり、タクシー事業についても人員不足が常態化しており、考慮しなければならないと思います。

デマンド型交通の導入やコミバスの運行形態の変更等については、交通事業者と協議するだけではなく、県や奈良の運輸支局との調整が必要です。平群町にデマンド型交通が導入されることについて否定はしませんが、既存の公共交通に与える影響は最小限になるようにお願いしますというような意見がありました。

また、タクシー事業者からの意見といたしましては、三郷町デマンド型タクシーの現状の運行について、車両2台は午前8時から18時まで運行しており、早朝については西和医療センター専用となっています。その他利用者の多い時間帯に車両を2台手当てしています。予備車両は1台割り当てており、合計1日当たり最大5台での運行が可能となっています。

使用形態についてはメーター方式から貸し切り型に変更して運行していません。

三郷町のデマンドタクシーの利用範囲については、町内はフルデマンド型で運行しており、町外については斑鳩イオン、王寺駅、西和医療センター、平群町コープとしています。料金については、地域によって300円、500円、700円に分けて運行しています。

デマンドタクシーについては、既存の公共交通体系に余り影響を与えずに効率的に運行することを考えながら運行しています。委託費については全体にかかる経費の55%から65%を三郷町に支払っていただいています。

また、香芝市のデマンド型タクシーの現状については、デマンド型交通に係る車両が1日当たり8台で運行されています。三郷町と同じフルデマンド型・貸し切り型を採用しています。利用料金につきましては、一律200円となっ

ています。この料金は大変安価なもので、香芝市が支出するデマンド費用は膨大なものになっているということでございます。

平群町がデマンド型交通を導入するのであれば、当初の料金設定が重要になります。継続的に運行していくためには、町の財政的なことを優先に考えるべきだと思います。また、十分な住民周知も必要です。運行開始時期には細やかな配慮が必要です。当社では利用者宅の事前調査を行ってきました。役場では住民のための窓口の設置も必要で、調整役としての専任の職員は委託者、受託者の双方に配置が必要ということです。

車両については、ワンボックスカーはなじまないと考えます。平群町は狭隘な地域が多く、本当にデマンド型交通を望んでおられる方の自宅前まで行くことができない場所があります。

システムについては、コンビニクルシステムというのがあるんですけども、三郷町も香芝市もそれを今使っておられるということでございます。

平群町内でデマンド型交通を導入する条件として、料金を400円から500円に設定すること、タクシーを1台から2台程度を借り上げ方式で運行を開始して利用状況を検証して、対象者を65歳から70歳までの間で、また移動困難者、身体障がい者、そのほかバスの利用できない方とするなどの条件がいいのではないかとというような御意見をいただいております。

これはあくまでもバス事業者、タクシー事業者の御意見ということで御理解を願いたいと思います。

平群町といたしましては、これは12月議会でも答弁させていただいておりますけども、既存の公共交通をやはり守っていくことは重要であると考えております。デマンド型交通の導入の必要性、また導入の可能性については既存の公共交通に与える影響も考慮していきたいと考えておりますので、財政状況も含めて総合的に検討はしなければならないと考えております。

ただ、デマンド型交通の住民要望もあることは現実でありますので、さらに交通事業者や関係機関、県、運輸支局とも協議検討を行いまして、また本町の財政状況についても十分考慮し、平群町の住民の方に喜んでいただける地域に適した公共交通を提案してまいりたいと考えております。デマンド型交通の導入については、まだ検討が必要であると考えておりますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

○議長

馬本君。

○12番

デマンド型公共交通導入に向けて早急にですね、バス事業者やタクシー事業者の意見を聞いていただき、まず感謝を申し上げます。ありがとうございました。まずお礼を申し上げておきます。デマンド型公共交通が住民の要望があることは、行政の方が答えられたように認識されておられるということで、今年の12月議会に西脇新町長は、生活に寄り添った利用しやすい地域公共交通対策に取り組むと一応答弁されておられますが、改めてここで町長、再度その件について、そのお考えはお変わりがないかということだけ確認をしておきます。

続きまして、その中でデマンド型公共交通導入により既存の路線バス事業者に与える影響は私は否定できないと思いますが、現状でも先ほどおっしゃっていただいたように、人口減、高齢者社会により通勤客の減少などの影響で、バス利用者の減少は自然的な要因もあります。これは意見であるために、バス事業者が存続するために、バスの小型化や減便などの合理化は必要やと。これは企業努力の見解も今御答弁されました。また、公共交通について、平群町にデマンド型公共交通を導入されることについては否定できないが、既存の路線バスに与える影響は最小限になるようお願いしたいということで、バス事業者がおっしゃっていただいたという意見を述べられました。町も既存の路線バスを確保するためには、バス事業者とデマンド型公共交通導入に当たり、そろそろ協議を具体的に進めるべきであるとは考えますが、その件についてお聞かせください。

また、タクシー事業者の意見は三郷町、香芝市の事例を報告されましたが、私が提案している平群町のデマンド型公共交通は白ナンバーの運行のため、回答については基本的にはなっておらないということだけ認識していただきたい。先ほど三郷町、香芝市は青ナンバー運行でございます。私が提案させていただいてるのは白ナンバーということで、その事例については基本的に回答には入っていないということ、まず行政は認識していただきたいと思います。その点、どうですか。

○議長

総務防災課長。

○総務防災課長

最初の1点目については町長から答弁があると思いますが、まずそろそろ具体的なということでございます。既に路線バス、コミバスという公共交通、ほかにも福祉有償運送とか福祉タクシーとかが運行されております。コミバス、路線バスというのは、先ほども馬本議員さんのほうから言われましたように、利用者はだんだん減っておるというのは自然減少というのもあるんですけども、そういう中でコミバスにしても路線バスにいたしましても、長い年月をか

けまして住民の方々には定着しているというのも事実ではないかと思えます。そういうことで、やはり既存の公共交通を守っていかなければならないというのは考えておるわけでございますけども、デマンド型交通といいますとドア・ツー・ドアになれば、大変便利なものになるのはたしかでございます。ただ、導入することで路線バス、コミバスに負担をかけて結果、廃止になるようなことだけは避けなければならぬと考えております。もちろん今の町の財政状況も十分に考慮しなければならぬと思えますし、町としては本当に今のところ苦慮しているところではありますけども、今後、町としていろいろとまた提案もさせていただきながら、議会でもいろいろ意見を頂戴したいと考えております。

それと、白ナンバーのデマンドということでございますけど、これにつきましても、先ほどちょっと申し上げましたけども、関係機関、特に運輸支局のほうに一度そういうことも含めまして協議したいなというふうに考えております。今ちょっと運輸支局も3月ということで、また異動の関係もありますので、4月になればそういう係の方もおられると思えますので、その辺も協議していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議 長

町長。

○町 長

馬本議員の御質問に答えさせていただきます。

12月議会のほうで、私どもはデマンド型交通について財政的なことを含まして前向きに検討していくというふうに言っておりますので、その考えはそのまま変わっておりません。

○議 長

馬本君。

○12番

財政的な云々とかいう話は僕は言うてないの。まず町長、もう1回、生活に寄り添った利用しやすい地域公共交通施策に取り組むという認識は変わっておられませんかということを再度お願いしたい。それと次、瓜生君が今おっしゃった、ここは大事なことやで。今の公共交通のコミバスとか路線バスが廃止になることが怖いねんと。便利でええのは住民が求めているのはようわかんねんと、ならどうしろというねん。町の行政マンとしてどっちをとるかや。というのは、NCバスさんは、バス事業者は既存の路線バスに与える影響は最小限にしてほしいとおっしゃってるわけやろ、先ほど御答弁でおっしゃったんや。例を言い

ますよ、まず運行時間帯、うちの平群町は9時から4時ごろまで運行しますよと。それやったら通勤の方とか通学の方には影響は与えない、これ一つね、まず一つの例ですよ。それと、登録制になりますんで、65歳以上の高齢者の方の福祉対策の一つの公共交通の基本理念を持ってやりますとなれば、今言うたように、車の免許証を返上された方や車はそのまま乗りたいけど返上せざるを得なかった人、こういう方に限定をするのが一つの政策でしょう。それと、先ほど何か言うてはったな、ワンボックスカーは平群町は狭隘やからそこは入らないから非常にぐあいが悪いって。僕が言うてるのは、そこでまずはそういうことになればね、車はワンボックスカーだけちゃうねん。10人乗りを私が提案してるならば、7人乗りのようなワンボックスカーも行けるわけやろう。車を小さくしたらええ。要は導入する気があるのかなのかという問題が僕にしたら非常に疑問視されるねん。けれども、言うたはることは、住民はデマンド交通の要望が高いよということ自分を認めてはんねんや。認めてはんねやったら、その政策に行ったらええねや。その政策へ行く場合は、バス事業者ともよく話をし、こういうことでバス事業者に影響を与えないような時間帯の運行をやりますよとかね、それぐらいのことをおっしゃたらいいんちゃうの。

それと、白ナンバー云々で、よう考えてみ、香芝市は高額で金要ってるって、貸し切りやから、そなんわかってんねや。ほんなら、もともと三郷町は当初はメーター方式やってん。乗ってくればあったときからメーターをおろさはって、2人乗らはったら、その最後におりはあったときにメーターを上げる、それがメーター方式や。今度は貸し切りと言うたな。せやから、今度は財政上より圧迫するからぐあい悪いというようなこと言うたやろう、わかってんねや、そなんもん。これ、よそから調べてあるねん。せやから、白ナンバーの平群町の自家用の公共デマンド型のバスを、奈良県下で初の利用料金無料でしましょうかと、こう言うてるわけや。それが何で高額に高うつくの。私の積算で2台で1,600万だったらやっっていけると前言うたやんか。それはワンボックスの大きい車ですよ、小さい車で7人乗りになったら、ひよっとしたらもうちょっと安価になるかもわかれへん。せやから、登録制にして時間帯も考えながら車も縮小して、この間、平群町の高齢化率は37.3とおっしゃったかな。それだけ高齢化した平群町で、またこういう地形やから高低差がある地域において本当に買い物も行けない、それとお医者さんも行きとうても行けない。そこのバス停まで行くのはしんどい、夏になったらまた暑い、買い物してバス停で帰ってきて、また急な坂を上って、荷物を下げておうちまで持って帰らなければならない。自分ら、そなんいろんなこと考えたことあるか。ということはな、住んでよかった平群町と言うてもらえるように、今までたくさんの税金を納めていただい

た高齢者の方やんか。そんな人らのことを何で考えへんの。それはまちづくりというより、人づくりなんですよ、大事なのは。外へ出ていただくためには、いろんなコミュニティーをとってもらって、いろんな人と会うて話もしていただいて元気になっていただいたらええことやんか。そういう政策をして初めて福祉と言われる平群町の公共交通になるんちゃうの。そこら辺を鑑みて、私が何で今回こう言ったか、もうそろそろ具体的に中身に入って、例えばNCさんに、バス会社にこういう提案をして、こういうようにバス事業者に影響を与えないように、こういう時間帯もやります、乗っていただく方には登録制で何歳以上の方に乗ってもらいますとか、いろんなことを提案しながらバス事業者さんにお話をしていくのが導入に向けての行政マンのお仕事ちゃうかなというふうに思うんやけどな。その点、再度、御答弁いただけますか。

○議 長

総務防災課長。

○総務防災課長

いろいろと御提案をいただきましてありがとうございます。確かに、今後はそういうやるという方向で行くのならば、バス事業者にいろいろと提案もして負担のかからないようなことができるんかどうかも含めて検討はしなければならぬと思います。ただ、デマンドとコミバスと路線バスと何をとんねんと言われたら、やはり全てをとらなければならぬと思います。ただ、それによって、影響も出るというのを最小限に抑えていかなければならぬというのは、これも確かでございます。いずれにいたしましても、まだまだ検討しなければならないことがありますので、関係機関とも協議をしながら、またバス事業者、タクシー事業者も協議して検討してまいりますので、よろしく申し上げます。

○議 長

町長。

○町 長

それでは、私の考えということで、公約どおり、生活に寄り添った利用しやすい地域公共交通に十分取り組んでまいりたいというふうに考えております。

○議 長

馬本君。

○12番

西脇町長、そうならばデマンド公共交通しかないわけ。それについて返事して。というのは、改めて返事してほしいかというのと、今、瓜生課長は変わったことを言うてん。何を言うたか、やるとの方向で行くならばと言うたんや。何を言うてんねん、今ごろ、ということをして私としては非常に憤りを感じたで。け

れども、一課長でございますので、町の政策は最終は町長が決定権でございますので、その点も改めて町長のほうから御答弁を願えますか。

○議 長

町長。

○町 長

今、デマンド交通ということで言われております。確かに、平群町としても地域公共交通、これについてはきちっと守っていかなければならない。とりあえず財政問題が一番大きな問題ではないかなというふうに考えております。今後、導入に当たっても、運輸局等の調査もする必要がありますので、それについても引き続き調査研究していきたいと思っております。

○議 長

馬本君。

○12番

西脇町長、そんな逃げ方だめよ。私は「はい、そうですか」と言わないよ。もう何回この質問させてもうてんの。やるとの方向で行くならばという瓜生課長の話やってん。その点、政策的な決定は町長にあるということやから、それは財政的な問題もあるでしょう。財政的な問題を鑑みながら、このデマンドタクシーについては導入していくというようなことで前向きに検討する、この前におっしゃってんで。デマンド型公共交通導入については、財政的なことも踏まえ、前向きに検討してまいりますと、これは12月議会でおっしゃったんや。せやから、そろそろ具体的に入っただけませんかと、きょう、質問してん、おかしいか。何も私は行政とルール違反してませんよ、議員として。きちっと段階を踏んでお話をさせていただいてますよ。ならば、町長の答弁は12月から後退してまんのかいな。町長、それはないと思う。せやから、財政問題も含めて考えながら前向きに検討していくというのは、具体的にやってちょうだいと今言うたのは、バス会社には影響をあんまり与えない、最小限で与えないような政策を平群町が、例えば時間帯とか乗っていただく方の年齢の制限とか登録していただく方の対応、そういうやつを一応NCさんといろいろ具体的に話をさせていただけないでしょうかと、こう言うてんねんから、町長、どうですか。これは瓜生君に答えは出してもらわれへんわ、課長やから。やっぱり町長の政策やからな。財政的な問題はわかるんですよ、それを鑑みながら、それはそれとして具体的に導入に向けてのバス事業者と協議をしていくと。影響をあんまり与えないというふうな形をとりながら、それはそっちが考えるべきやねんで、行政が。なぜって、瓜生課長、住民はこのデマンド公共交通を望んではんねから、それをあなたは認識してへん、町長は認識してはんねから。住民の要望を

達成していくのが行政の仕事ちゃうというふうなことと思いますよ。せやから、
どうですか、瓜生君、その点は。

○議 長

総務防災課長。

○総務防災課長

前向きにということ言うならば、バス事業者に登録制とか時間帯とかのこと
についても、私どものほうから提案をさせていただいて、バス事業者として
の考えを聞いていきたいと思います。

○議 長

馬本君。

○12番

前が抜けてんねんで、デマンド型公共交通導入についてですよ、バス事業者
に影響を与えないというふうな提案もしながら、具体的な話を取り組んでいき
たいというんやったら話はわかるねん、どうですか。

○議 長

総務防災課長。

○総務防災課長

私は今そういうふうな思いで提案をさせていただきたいと。バス事業者には
そういう提案をさせていただきたいと考えております。

○議 長

馬本君。

○12番

新町長はどうですか。

○議 長

町長。

○町 長

今、馬本議員から言われましたように、デマンド公共交通の導入に向けての
バス事業者への提案とか、あと利用者の人数等の把握とか、そういった形で努
めてまいりたいというふうに考えております。

○議 長

馬本君。

○12番

今、瓜生君が答えた答弁で認識はよろしいねんな、町長、それだけイエスか
ノーかだけ言うてください。瓜生君の御答弁に対してイエスかノーかでよろし
いねん。

○議 長
町長。

○町 長
総務防災課長が答弁したとおり、検討してまいりたいというふうに考えております。

○議 長
馬本君。

○12番
ありがとうございました。瓜生総務防災課長、えらいすみません。前向きに具体的に取り組むような御答弁をいただきました。非常に感謝を申し上げます。町長、ひとつよろしく願いいたします。一日も早く住民にとって、特に高齢者にとって身近な公共交通が設置できますことを御祈念申し上げまして、私の一般質問をこれで終わります。議長、ありがとうございました。

○議 長
それでは、馬本君の一般質問をこれで終わります。
これをもって一般質問を終結いたします。
以上で本日の日程は終了いたしました。
これをもって散会いたします。

(ブー)

散 会 (午後 3時52分)